

平成24年第1回砂川市議会定例会

平成24年3月8日(木曜日)第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第24号 砂川市老人憩の家指定管理者の指定について
- 議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 市道路線の認定について
- 議案第 7号 平成24年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 2 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 3 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 4 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 2 5 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 6 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 2 7 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 2 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 7 号 平成 2 4 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 2 4 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 2 4 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（ 1 4 名 ）

議長 東 英 男 君
 議員 一ノ瀬 弘 昭 君
 増 井 浩 一 君
 多比良 和 伸 君
 土 田 政 己 君
 北 谷 文 夫 君
 沢 田 広 志 君

副議長 飯 澤 明 彦 君
 議員 増 山 裕 司 君
 水 島 美 喜 子 君
 増 田 吉 章 君
 小 黒 弘 君
 尾 崎 静 夫 君
 辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5 . 砂 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 の 委 任 を 受 け 説 明 の た め 出 席 す る 者 は 次 の と お り で あ る 。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

6 . 砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長 の 委 任 を 受 け 説 明 の た め 出 席 す る 者 は 次 の と お り で あ る 。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 栗 井 久 司

7 . 本 議 会 の 事 務 に 従 事 す る 者 は 次 の と お り で あ る 。

事 務 局 局 長 河 端 一 寿

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 吉 川 美 幸

開議 午前 9時59分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- 日程第1 議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第24号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
議案第28号 市道路線の認定について
議案第7号 平成24年度砂川市一般会計予算

議案第 8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第24号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第28号 市道路線の認定について、議案第7号 平成24年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算の22件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、私のほうからは議案の第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてと、議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご提案を申し上げます。

最初に、議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

近年有害鳥獣により当市の農業被害が増加している現状から、被害防止対策を行うために必要な条例についてご提案申し上げる次第であります。

制定の理由は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、鳥獣による農林業に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的

に実施する鳥獣被害対策実施隊を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

条例の概要についてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。第1条は、砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置の趣旨及び目的を明らかにしたものであり、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、砂川・奈井江広域有害鳥獣被害防止計画により鳥獣被害を防止する施策を適切に実施する砂川市鳥獣被害対策実施隊を設置すると定めたものであります。

第2条は、実施隊の構成等を定める規定であり、第1項第1号は実施隊の隊員を北海道猟友会砂川支部砂川部会の会員で被害防止計画に基づく施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれるもののうちから、市長が任命する者と、第2号はその他市長が必要と認める者で、実施隊の隊員を構成すると定める規定であります。

第2項は、実施隊の隊長を定める規定であり、実施隊の隊長は経済部農政課長の職にある者とし、第3項は隊長の指揮監督を定めて、隊員の業務を遂行する規定であり、第4項は実施隊の庶務を経済部農政課と定める規定であります。

第3条は、隊員の任期を定めるもので、隊員の任期は1年とし、再任を妨げないとする規定であります。

第4条は、実施隊の業務の内容を定めるもので、第1号は有害鳥獣の駆除、捕獲及び処分に関する事、第2号はわなの設置及び設置の指導に関する事、第3号は有害鳥獣の被害防止対策に関する事をそれぞれ規定し、実施隊に業務を行わせるものと定めたものであります。

第5条は、この条例に定めるもののほか必要な事項を規則に委任する旨を定める規定であります。

附則、第1項としてこの条例は、平成24年4月1日から施行するものであり、第2項は砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表、第2条関係中スポーツ推進委員の次に鳥獣被害対策実施隊員を加え、報酬額は月額4,800円とするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案の第25号でございます。議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北吉野コミュニティセンター条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるとでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北吉野コミュニティセンターであり、所在地は砂川市北吉野町299番地2であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

指定の理由であります。現在の指定管理者である北吉野コミュニティセンター運営委員会の管理を行わせる期間が平成24年3月31日をもって終了することから、砂川市北吉野コミュニティセンターについては、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 私のほうから議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、基幹型臨床研修病院の役割を明確にし、さらなる質の向上を図るとともに、救命及び救急医療体制の充実と向上を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、説明に当たりまして3ページ、附属説明資料の条例新旧対照表によりご説明申し上げます。左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第2条は、病院事業の設置を規定しており、第2項中、診療情報室の次に「、研修管理室」を、栄養管理部の次に「、救命集中治療センター、救命救急センター」を新たに加えるものであります。これは、基幹型臨床研修病院としての役割を明確にし、より安全で質の高い医療を行う医師を育成する臨床研修体制を構築するため、研修管理室を設置すること及び現行救命集中センターとして機能している集中治療室、ICU、ハイケア室、HCUを分離し、専門の医療体制を明確化することで機能分化と診療体制の充実を図るものであります。

第4条は、病院の職員を規定しており、診療情報室長の次に「、研修管理室長」を新設するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、救命救急センター等における医療体制の充実を図るため、

本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正するもので、説明に当たりまして3ページ、附属説明資料の条例新旧対照表によりご説明申し上げます。左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第3条は、職員の定数を規定しており、第1号、市長の事務部局の職員791人を801人に、イ、病院事業会計に属する職員640人を650人に改めるものであります。職員の採用につきましては、新病院に向け段階的に採用を行いながら医療を展開してきたところであり、昨年12月1日に救命救急センターの指定を受け、さらに急性期基幹病院として救急医療の拡充など診療体制の充実と整備を図る必要があり、医師及び看護職員等医療従事者の確保が必要となることから、病院事業会計に属する職員数を増員するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方公務員災害補償法の一部改正が行われたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第10条の2第2号中、「同条第6項」を「同条第7項」に改めるものであります。これは、介護補償の定めで障害者自立支援法の一部改正に伴い、本条例の根拠法である地方公務員災害補償法の引用条項が変更になったことによる条文整理であります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、以下第18号、第19号、第21号から第24号までの7議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。未就学児の一部負担金を無料化するとともに、一部条文の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例であります。改正案につきまして具体的にご説明申し上げます。まず、未就学児として6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある受給者を対象といたします。現行、未就学児の福祉医療費の自己負担金につきましては、3歳未満または受給者の属する世帯員全員が市民税非課税の場合、初診時一部負担金の負担となり、それ以外の3歳以上の未就学児につきましては1割負担となります。1割負担の受給者につきましては、1カ月当たりの上限負担額が入院の場合4万4,400円、通院で1万2,000円となっております。未就学児につきましては、少子化対策の観点から、子育てに係る負担の軽減を図るため、医療費を無料とするものであります。

改正の内容につきましては、3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条第9号は、自己負担金の定めであり、現行第9号、アを改正後は同号アとイの（ア）に分け、同号アを6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある受給者、健康保険法第85条第2項に規定する額及び高齢者医療確保法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額とするものであります。

同号イ、ア以外の受給者、（ア）、受給者の属する世帯員全員が市民税非課税の場合、道が定める初診時一部負担金、食事療養標準負担額、健康保険法第85条の2第2項に規定する額及び基本利用料とするものであります。

現行イの「ア以外の場合」以下を改正後はイ、「（イ）（ア）以外の場合」とし、以下については現行イと改正後は同文となるものであります。

次ページをお開き願いたいと存じます。第7条は、審査、支払いの委託の定めであり、現行「社会保険診療報酬支払基金国民健康保険団体連合会」を改正後は「社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会」とするものであります。

附則として、この条例は、平成24年8月1日から施行するものであります。

経過措置として、この条例による改正後の砂川市福祉医療費助成条例第2条第9号の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。介護保険法第129条第3項の規定により、平成24年度か

ら平成26年度までの介護保険事業運営期間に係る新たな保険料額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例ではありますが、初めに改正の概要について申し上げます。介護保険制度は、平成12年4月にスタートし、65歳以上の第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直すこととされており、現行は第4期介護保険事業計画に基づき平成21年度から平成23年度までの3年間の保険料を年額で定めております。現行の保険料は、第1段階から第8段階までの8段階で、第1段階から第3段階までは非課税世帯、第4段階から第8段階までは課税世帯であり、所得状況により8段階に区分されております。また、第4段階につきましては現行附則により激変緩和による軽減措置が図られているところであります。改正後は、平成24年度から平成26年度までの3年間の保険料の年額を改めるもので、現行第3段階を第3段階と第4段階に細分化し、9段階の設定とするものであり、現行第3段階の保険料率0.75を新第3段階と新第4段階の2つに区分し、新第3段階として市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額が120万円以下の方について特例の保険料率0.63を新たに設定し、新第4段階につきましては従来どおり保険料率0.75とするものであります。

なお、平成24年度から平成26年度までの基準額は、第6段階の5万2,800円とし、第4期の基準額に月額で100円上乘せし、月額4,400円とさせていただきたいと存じます。

改正の内容につきましては、3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第4条は、保険料率の定めであり、現行「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改めるものであります。

第1号の現行2万5,800円を改正後は2万6,400円とするもので、第1号の区分は第1段階であり、対象者は生活保護受給者の方及び老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方で、保険料率は0.5であります。

第2号の現行2万5,800円を改正後は2万6,400円とするもので、第2号の区分は第2段階であり、対象者は市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方で、保険料率は0.5であります。

第3号の現行3万8,700円を改正後は3万9,600円とするもので、第3号の区分は改正後の第4段階であり、対象者は市民税非課税世帯で第3段階に該当しない方で、保険料率は0.75であります。

第4号の現行5万1,600円を改正後は5万2,800円とするもので、第4号の区分は改正後の第6段階であり、本人が市民税非課税で世帯の中に課税者がいる方で第5段

階に該当しない方で、保険料率は1.00であり、基準となる区分であります。

第5号の現行5万8,300円を改正後は5万9,600円とするもので、第5号の区分は改正後の第7段階であり、保険料率は1.13であります。

第6号の現行6万4,500円を改正後は6万6,000円に、125万円以上200万円未満を改正後は125万円以上190万円未満とするもので、第6号の区分は改正後の第8段階であり、保険料率は1.25であります。

第7号の現行7万7,400円を改正後は7万9,200円とするもので、第7号の区分は改正後の第9段階であり、保険料率は1.5であります。

次ページをお開き願います。附則として、第1条は、施行期日の定めであり、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

第2条は、平成24年度から平成26年度における保険料率の特例の定めであり、第1項、令附則第16条第1項及び第2項に規定する者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず、3万3,200円とするものであります。第1項の区分は、改正後の第3段階で、対象者は市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円以下の方で、保険料率は0.63であります。

第2項、令附則第17条第1項及び第2項に規定する者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず、4万6,400円とするものであります。第2項の区分は、改正後の第5段階で、対象者は本人が市民税非課税で世帯の中に課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方であり、保険料率は0.88であります。

第3条は、経過措置の定めであり、改正後の第4条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。本条例に規定する市の責務を明確かつ具体的に定めることにより、安全で住みよい地域社会の一層の実現を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたく存じます。砂川市生活安全条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は、市の責務の定めであり、現行条文を改正後は記載のとおり改めるものであります。

第3条、市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するものとする。

同条第1号、生活の安全確保に関する広報及び啓発に関すること、第2号、市民の自主的な安全活動に対する援助に関すること、第3号、犯罪、事故等の防止に関すること、第4号、青少年の健全育成に関すること、第5号、高齢者の生活安全対策に関すること、第6号、犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること、第7号、前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のための施策に関することとし、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市空知太西4条4丁目107番地2であります。
- 2、指定管理者の名称は、そらっぷセンター運営委員会であります。
- 3、管理を行わせる期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市北地区コミュニティセンターにつきましては、そらっぷセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市東地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市東地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市焼山173番地4であります。
- 2、指定管理者の名称は、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会であります。
- 3、管理を行わせる期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市東地区コミュニティセンターにつきましては、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該協議会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市南地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市南地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市東5条南1丁目3番5号であります。

2、指定管理者の名称は、南コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市南地区コミュニティセンターにつきましては、南コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市老人憩の家条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

施設は、市内5カ所の老人憩の家であります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地と2の指定管理者の名称及び施設名についてご説明申し上げます。1カ所目は、砂川市空知太老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東2条4丁目1番36号であります。指定管理者の名称は、砂川市空知太老人憩の家運営委員会であります。

2カ所目は、砂川市石山老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東3条2丁目10番5号であります。指定管理者の名称は、砂川市石山団地町内会であります。

3カ所目は、砂川市北光老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条北16丁目1番10号であります。指定管理者の名称は、砂川市北光団地町内会であります。

4カ所目は、砂川市南吉野老人憩の家であり、所在地は砂川市吉野2条南6丁目3番9号であります。指定管理者の名称は、砂川市南吉野町内会長連絡協議会であります。

5カ所目は、砂川市宮川老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条南10丁目2番5号であります。指定管理者の名称は、砂川市宮川老人憩の家運営委員会であります。

3の管理を行わせる期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

指定の理由であります。各老人憩の家につきましては、町内会等が指定管理者として管理運営体制が維持されており、高齢者及び地域住民の福祉の向上が図られることから、その実績により継続して当該町内会等を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君（登壇） 私から議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、公営住宅法の一部改正により、公営住宅の入居者資格である同居親族要件が廃止されたものの、住宅に困窮する低額所得者を対象とする市営住宅においては、同居親族要件を有する世帯への供給を基本とするという考えに基づき現行の入居者資格を継続するとともに、一部条文の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容の説明の前に、市営住宅にかかわる公営住宅法の主な改正点をご説明いたします。改正につきましては、大きく3点であります。1点目は公営住宅の整備基準について、2点目は入居収入基準の改正について、3点目は同居親族要件の廃止であります。この公営住宅法の改正の施行日については、平成24年4月1日ですが、これらの改正のうち今回の条例につきましては、経過措置のある公営住宅の整備基準、入居収入基準を除き同居親族要件の廃止にかかわるものが主な改正の内容であります。

公営住宅の入居につきましては、これまで同居親族がいることが条件となっており、単身入居については例外措置として老人、障害者やDV被害者など一定の要件がある方に限定されていましたが、公営住宅法の改正により同居親族要件が廃止されたものの、市営住宅においては現行の入居者資格を継続するため、従前と同様の内容で定めるものであります。

2ページをお開き願います。砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページの附属説明資料ナンバー1、新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第6条は、入居者の資格の規定であり、現行の「政令第6条第1項」を改正後は「規則」に改めるものであります。この改正については、改正前の政令に規定されていた同様の内容を規則に定めるものであります。

第6条第2号イ中の現行「政令第6条第4項」を改正後は「特に居住の安定を図る必要

があるものとして規則」に改め、現行の「政令第6条第5項第1号に規定する金額」を改正後は「21万4,000円」に改めるものであります。

次に、同号口中の現行「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を改正後は「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号八中の現行「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を改正後は「15万8,000円」に改めるものであります。この改正は、政令改正により新たな入居収入基準が定められましたが、市営住宅の入居収入基準の改正については平成25年4月1日まで経過措置があることから、それまでの間、従前の政令に規定されていた額を条例に定めるものであります。

第34条は、新たに整備される市営住宅への入居の規定であり、第1項中の現行「同条第6項で」を改正後は「同条第7項において」に改めるものであります。この改正は、条例中に引用している条項変更に伴う条文整理であります。

次ページをお開き願います。第40条は、入居者資格等の規定であり、改良住宅の入居収入基準にかかわる改正であります。第40条第2項第2号イ中の現行「政令第6条第4項」を改正後は「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に改め、現行の「政令第6条第5項第1号に規定する金額」を改正後は「場合 13万9,000円」に改めるものであります。

次に、同号口中の現行「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を改正後は「場合 11万4,000円」に改めるものであります。この改良住宅の入居収入基準についても市営住宅と同様に従前政令に規定されていた額を条例に定めるものであります。

5ページの附属説明資料ナンバー2、砂川市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をお開き願います。改正の理由は、条文中に引用している政令の改正等に伴い、本規則の一部を改正するものであります。

規則の一部改正については、現行の規則に2条を加えるものであります。

第2条の2は、入居者資格の規定であります。第1項第1号から第8号までについては、改正後の条例第6条中の規則で定めるもの、同居親族要件の例外措置の対象者の規定であり、改正前の政令第6条第1項と同様のものを定めるものであります。

次に、第2項、第3項の規定は、第1項のただし書きに規定するものに該当するかどうかを判断する場合に、市長は当該入居申し込みをした者への面談や調査または市町村に意見を求めることができるとするものであります。

第4項第1号から第3号までについては、改正後の条例第6条第2号イの特に居住の安定を図る必要があるものとして規則と、改正後の条例第40条第2項第2号イの特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合の規定であり、改正前の政令第6条第4項と同様のものを定めるものであります。

第2条の3、単身入居を認める住宅として、条例附則第8項及び前条第1項に規定する

者の入居を認める住宅は、市長が別に定めるとしてあり、別に砂川市営住宅単身入居取扱要領を制定し、老人、身体障害者等の単身者及び若年単身が入居できる住宅を定めるものであります。

次に、附則7、「第2条の2第1項第1号及び同条第4項第2号中60歳以上の者とするのは、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間は、60歳以上の者及び昭和31年4月1日以前に生まれた者と読み替えるものとする。」を加えるもので、60歳以上の者にかかわる取り扱いの経過措置を定めるものであります。

2ページへお戻り願います。附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから議案第26号と議案第27号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市公民館条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市公民館、砂川市西8条北3丁目1番1号であります。

2の指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3の管理を行わせる期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

指定の理由は、砂川市公民館については、特定非営利活動法人ゆうが指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市体育施設条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市総合体育館、砂川市日の出1条南9丁目2番2号、砂川海洋センター、砂川市西3条北9丁目1番1号、砂川市弓道場、砂川市東5条南4丁目3番23号、砂川市営野球場、砂川市日の出1条南10丁目2番地、砂川市営テニスコート、日の出コート、砂川市東6条南11丁目3番1号、北光コート、砂川市西2条北9丁目1番地、砂川市営北グラウンド、砂川市西3条北9丁目1番地、砂川市営陸上競技場、砂川市東6条南10丁目1番地であります。

2の指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3の管理を行わせる期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

指定の理由は、各体育施設については、特定非営利活動法人ゆうが指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 議案第28号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

市道路線の認定につきましては、路線名、石山南4号通りで、起点が市道石山南3条通りから終点を市道石山南4条通りまで認定するもので、路線の延長は76.4メートルであります。これは、石山団地建てかえに伴う新設道路の新規認定でございます。

附属説明資料といたしまして、認定路線の図面を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 議案第7号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

理事者の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第7号 平成24年度砂川市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110億8,800万円と定めるものであります。この予算は、平成23年度6月補正後の予算と比較いたしますと1億9,647万5,000円の増となり、対前年比で1.8%の増となったところであります。

第2条は、継続費であります。8ページ、第2表、継続費に記載のとおり、石山団地建設工事2億2,960万円について平成24年度から25年度までの2カ年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、地方債であります。9ページ、第3表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下4件について限度額の合計を9億2,290万円と定めるものであります。

第4条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定め

るものであります。

第5条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項目の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項目に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の29ページに平成24年度予算大綱説明資料を添付してございますので、これに沿って説明をまいります。歳出のほうから説明いたしますので、33ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきまして事業ごとに説明をしておりますので、本資料につきましても同様な表示としたところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、ページは省略をさせていただき説明をいたします。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるものは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をまいります。

1款議会費は1億1,430万2,000円で、前年度と比較して1,693万5,000円の減となります。

2款総務費は3億2,452万4,000円で、前年度と比較して4,166万3,000円の減となりますが、主な要因としましては知事・道議選挙費など選挙経費3,548万9,000円の減であります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。1目一般管理費の一つ丸、職員研修に要する経費で地域活動交流研修参加負担金15万円は、協働のまちづくりを進めるに当たり職員の能力向上を図るため、まちづくりに関して調査、研修を行っている砂川青年会議所への交流研修事業に参加する経費であります。

2目文書広報費の一つ丸、ホームページに要する経費で保守点検委託料13万円は、ホームページの作成をフリーソフトによって行っておりますが、ふぐあいなどを解消するため保守を委託する経費であります。

5目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で用地確定測量業務委託料663万6,000円は、未利用地を売却するためのもので、2カ所の市有地のほか土地開発基金用地である旧JR歌志内線跡地の用地確定測量を行うものであり、用地買収費422万1,000円は旧JR歌志内線跡地を売却するため、一般会計で土地開発基金から購入する経費であります。同じく一つ丸、庁舎の維持管理に要する経費で流雪溝制御盤移設工事費23万5,000円は、土木課事務室の移転に伴い流雪溝制御盤を移設する経費であり、備品購入費23万4,000円は、消火器に関する省令の改正に伴い、製造から10年を経過した消火器の取りかえを行うこととしたことから、市役所庁舎の消火器27本を取りかえる経費であり、他の施設においても同様に取りかえを行うものであります。同じく一つ丸、共用車の管理に要する経費で車両購入費190万4,000円は、公用車1台を市有車両

耐用年数基準に基づき更新する経費であります。

6目の企画費の一つ丸、移住定住促進に要する経費で費用弁償7万9,000円、北海道暮らしフェア参加負担金15万円は、東京都で開催される北海道暮らしフェアに参加する移住定住促進協議会会員の旅費並びに市のPR、情報発信及び面談を行うためのブースの出展料であります。修繕料183万円は、お試し暮らしで利用している旧医師住宅の屋根などの傷みが激しいことから、修繕する経費であります。

10目市民生活推進費の一つ丸、消費対策に要する経費で消費生活相談業務委託料99万8,000円は、消費生活相談体制の機能強化を図り、地域の消費者の安全で安心な消費生活を実現するため、相談業務を専門的な研修を受講した相談員の常駐する消費者協会へ委託する経費であります。同じく一つ丸、公害対策に要する経費で自動車騒音常時監視調査委託料152万7,000円は、騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視事務が都道府県から権限移譲されることになったものであり、自動車騒音対策を行うため自動車の騒音状況を経年的に把握するための調査を委託する経費であり、備品購入費17万4,000円は、監視結果を環境省に報告するに当たり必要となる電子地図データの購入費であります。同じく一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費で備品購入費3万5,000円は、消火器5本の取りかえに要する経費であります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費でセキュリティ強化システム機器更新委託料138万6,000円は、個人情報漏えい事件、事故の抑止のため外部記憶媒体の使用制限や操作履歴の記録を行う運用管理ソフトについて、新たなサーバーへの設定などを行う経費であり、ネットワーク機器借上げ料3万1,000円は、国、地方公共団体を相互に接続するL G W A Nのネットワーク構成の見直しに伴う新たな接続機器の借上げに要する経費であります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費でデータバックアップ環境構築委託料682万5,000円は、東日本大震災では津波などに伴う情報機器の損壊により住民情報の消失が大きな問題となったことから、現行の市役所庁舎内でのデータバックアップ体制を見直し、市立病院内に住民情報のバックアップ環境を構築する経費であります。

13目まちづくり推進費の二重丸、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費486万3,000円の皆増は、設置に向けた取り組みとして交通量、採算性などさまざまな問題があることから、交通量推計、費用便益の算定などを実施し、関係機関による本格的な検討を進めるための経費であります。同じく二重丸、地域公共交通の検討に要する経費135万3,000円の皆増は、高齢者等の移動交通手段を確保するため、市民ニーズを的確に把握し、地域公共交通体系の構築を図るため、市内全世帯を対象としたアンケート調査を実施する経費であります。同じく二重丸、協働のまちづくりに要する経費133万3,000円は、協働のあり方や基本的な方向性を示すため、協働のまちづくり指針策定協議会、こちら仮称でありますけれども、協議会を設置し、市民の参画により行う砂

川市協働のまちづくり指針の策定及び協働の担い手となる町内会組織や地域活動団体と市長が懇談を行い、連携や協力のあり方等について意見交換する懇談会並びに協働意識の醸成を図るため、協働のまちづくりをテーマとした講演会の開催などに要する経費であります。

14目ヘリポート費の一つ丸、ヘリポートの維持管理に要する経費で修繕料146万7,000円、測量等委託料9万5,000円、場内標識標示修繕工事費73万5,000円は、昨年度予定していた航空法の規定による国土交通省の検査が本年度に変更されたことによる測量及び図面作成委託、エプロン、場内標識標示の修繕に加え、泡消火設備の修繕などであり、備品購入費39万5,000円は、消火器5本の取りかえに要する経費であります。

1目徴税費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費で電子申告対応システム改修委託料141万8,000円は、地方税に係る市民や事業者からの申告、届け出について、インターネットを利用して電子的に行うシステムであるエルタックスの利用を可能にし、利便性の向上を図るための経費であります。

次に、34ページ、3款民生費は17億4,875万3,000円で、前年度と比較して4,012万7,000円の減となりますが、主な要因としましては子どものための手当支給関連で6,622万3,000円の減、身体障害者自立支援給付費2,019万円の増であります。

1目社会福祉総務費の二重丸、住宅手当緊急特別措置事業に要する経費116万9,000円は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者、または喪失するおそれのある者に対して住宅手当の支給を期間を延長して実施する経費であります。同じく一つ丸、地域活動支援センターに要する経費で相談支援事業委託料245万5,000円は、社会福祉法人くるみ会の地域生活支援センターぼぼろが地域活動支援センターを運営し、道補助にあわせて8市町の相談支援事業を実施してきたところであり、道補助事業が廃止となり、職員の配置が困難となったことから、新たに8市町の委託により事業を実施するための経費であります。同じく二重丸、障害者福祉計画策定に要する経費344万円の皆増は、第2次障害者福祉計画の計画期間が終了することから、国及び北海道の障害者計画を基本とし、障害者のための施策に関する基本的な計画として、障害者の意見聴取やアンケートによるニーズの把握などを反映した平成25年度から10カ年の計画を策定する経費であります。

5目老人福祉費の一つ丸、在宅老人対策に要する経費で先進地視察旅費29万2,000円は、高齢社会が進行する中、高齢者等が安心して暮らしていくことができる高齢社会に対応したまちづくりが最優先課題となっており、高齢者にとって身近な町内会や各種福祉団体などと連携した協働による地域で高齢者を見守り、支える仕組みづくりを早急に構築するため、先進地を視察する経費であります。緊急通報装置設置委託料33万8,000

0円は、在宅高齢者等の緊急時の安全性を確保するための緊急通報装置の設置経費で、本年度から利用者の負担を求めながら対象世帯の拡大を図るものであります。同じく一つ丸、老人憩の家の管理に要する経費で備品購入費11万円は、消火器16本の取りかえに要する経費であります。

1目児童福祉費の一つ丸、児童の養育に要する経費で子どものための手当システム改修委託料300万円は、平成22年度より実施された子ども手当が子どものための手当となり、所得制限が導入されることから、これに対応する電算システムの改修委託料であります。同じく一つ丸、乳幼児等医療に要する経費で医療扶助システム改修委託料94万5,000円は、少子化傾向にある状況に歯どめをかけ、保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図るため、未就学児の医療費を8月から無料化とすることから、これに対応する電算システムの改修委託料であります。同じく一つ丸、学童保育事業に要する経費で備品購入費21万4,000円は、パソコンなどの管理用備品の購入費であります。同じく一つ丸、ファミリーサポートセンター事業に要する経費で備品購入費8万2,000円は、事務用のパソコンの購入費であります。

4款衛生費は7億2,193万4,000円で、前年度と比較して9,249万1,000円の増となりますが、主な要因としましてはクリーンプラザくるくるの定期補修などに伴う保健衛生組合負担金7,155万9,000円の増、ごみ焼却施設建設に伴う中・北空知廃棄物処理広域連合負担金5,423万5,000円の増であります。

2目の予防費の一つ丸、感染症予防に要する経費でエキノコックス症検診委託料10万円は、検診対象者が小学3年生以上の者または健康診断の結果異常なしとされた者で、その後5年間以上検診を受けていない者が望ましいとされていることから、平成20年度以降は休止していた検診を実施するための経費であります。同じく二重丸、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に要する経費1,099万円は、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチンの接種を、引き続き北海道に設置された基金を活用して実施するものであり、子宮頸がんワクチンの対象者は中学1年生に加え、ワクチン不足のため3回の接種が終了していない中学2年生から高校3年生相当まで、国で定める対象範囲を1年拡大して対象とするものであります。同じく二重丸、がん検診推進事業に要する経費365万2,000円は、がん検診の受診促進及びがんの早期発見と正しい健康意識の普及促進を図るため、子宮頸がん、乳がん、大腸がんの検診無料クーポン券と検診手帳を配付する経費であります。同じく一つ丸、健康教育に要する経費で講師謝礼8万円、食生活改善推進員養成講座教材等購入費17万円は、生活習慣病予防のための食生活改善普及活動や子供たちや若い世代への食育の推進など、食生活を中心とした健康づくりの案内役となる食生活改善推進員を養成するための講座開催経費であります。

4目環境衛生費の一つ丸、墓地の管理に要する経費で墓地造成工事費1,499万4,000円は、平成15年度に造成を行った北吉野墓地の残数がわずかとなったことから、

今後の需要に対応するため新たに269区画を造成する経費であります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で浸出水処理施設制御装置改修工事費661万5,000円は、浸出水処理工程における水量の調整や水質管理に必要な作業を行う各設備を制御している装置の交換部品の調達が困難となったことから、水処理に支障を来さないよう改修する経費であります。

5款労働費は2,316万6,000円で、前年度と比較して194万9,000円の減となります。

1目労働諸費の二重丸、重点分野雇用創出事業に要する経費で空き家台帳整備委託料437万9,000円は、移住定住促進事業の一環として市内の空き家を調査し、すながわハートフル住まいる情報提供事業への登録を促すことなどを目的に空き家台帳を整備するもので、従事者4人中2人を新規雇用とするものであります。道央砂川工業団地環境整備委託料500万円は、道央砂川工業団地の雑木整理などの環境整備を継続して行うもので、従事者5人中4人を新規雇用とするものであります。農産物調査研究等委託料300万3,000円は、労働力の少ない作物の試験栽培と栽培技術の研究により、栽培された農作物を地元菓子産業、飲食業界で利用し、農商工連携を図るとともに、販路拡大、販路開拓のための調査研究を継続して行うもので、従事者1人を新規雇用するものであり、全額が道補助金によるものであります。

次に、35ページ、6款農林費は7,188万8,000円で、前年度と比較して2,721万3,000円の増となりますが、主な要因としましては中山間地域等直接支払交付金3,875万2,000円の増であります。

1目農業委員会費の二重丸、農地制度実施円滑化事業に要する経費120万円は、農地の有効利用に向け円滑な事務処理と適正な農地管理を行うための経費であります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で水土里情報システムデータ更新等委託料24万2,000円は、電子化されたデータの地番図の毎年の移動分を修正するため委託するものであり、施設野菜資材購入補助金130万円は、施設野菜農家の規模拡大、地域農業の振興を図るため、生産規模拡大のために新設するビニールハウスに係る経費についてその一部を助成する経費であります。同じく二重丸、鳥獣被害対策に要する経費325万8,000円は、シカなどによる農業被害を防ぐため引き続き電気牧さく設置に対する助成を行うとともに、新たな取り組みとして有害鳥獣対策連絡協議会に対する助成、夜間の追い払い、交通事故やクマ出没時の対応を行うための鳥獣被害対策実施隊の設置及びハンターの担い手育成のため、新規に狩猟免許を取得する者に対する狩猟免許試験手数料の助成などの経費であります。同じく一つ丸、北吉野コミュニティセンターの管理に要する経費で備品購入費5万3,000円は、非常口の誘導灯を更新する経費であります。同じく二重丸、中山間地域等直接支払に要する経費4,149万8,000円は、生産条件が不利な中山間地域の農業者に対し、平たん地域との生産条件の格差分を支援する

ことにより、耕作放棄の発生防止と農業、農村の多面的機能を確保しようとするものであり、これまでの急傾斜地に加え、新たに緩傾斜地も対象として交付する経費であります。同じく二重丸、環境保全型農業直接支払交付金22万4,000円は、地球温暖化防止や植物多様性の保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストの支援を行う経費であります。同じく二重丸、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金150万円は、制度を円滑に実施するため制度の普及推進、作付面積等の確認、耕作放棄地の再生利用に向けた活動等を行う農業再生協議会の業務に係る事務費等を補助するもので、全額道補助金により行うものであります。

1目林業振興費の二重丸、未来につなぐ森づくり推進事業補助金138万6,000円の皆増は、森林資源の循環利用の推進などとして森林所有者が行う植林に対する負担軽減を図るため補助する経費であります。

7款商工費は1億484万2,000円で、前年度と比較して392万2,000円の減となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で農商工連携促進補助金10万円は、農業者及び中小企業者等が連携し、開発した新商品を市場へ供給しようとする場合に当該原材料を確保する経費の一部を助成する経費であります。プレミアム商品券発行事業補助金300万円は、商店街における消費活動を促し、地域経済の活性化を図るため、商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対しその経費の一部を助成するもので、2,000セット発行し、1セット1万円につき2,000円のプレミアムをつけるもので、実施期間は平成24年10月から25年2月までを予定しております。商店会連合会商品券発行事業補助金200万円は、砂川商店会連合会が主催する夏及び冬の大売り出し商戦に向け、商店会連合会加盟店で利用できる商品券に係る経費を補助し、商店街の活性化を図るものであります。

同じく3目観光費の一つ丸、イベントに要する経費で納涼花火大会補助金100万円は、市外からも多くの見物客を集めている納涼花火大会の規模を拡大し、経済波及効果を向上させるため助成を行う経費であります。

8款土木費は12億2,453万2,000円で、前年度と比較して1,847万7,000円の減となりますが、主な要因につきましては南吉野団地建設事業1億7,983万6,000円の減、道路橋梁の修繕工事費4,598万円の増、道路橋梁新設改良費3,046万円の増、石山団地建設事業6,706万3,000円の増であります。

1目土木総務費の一つ丸、土木事務に要する経費で石狩川流域圏会議負担金1万円は、石狩川流域の地域性、独自性のある流域圏文化をはぐくみ、国内外に魅力を発信することで石狩川流域圏全体の活性化を目指すために設置された石狩川流域圏会議の負担金であります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で橋梁点検委託料918万

8,000円は、橋梁長寿命化計画の策定に当たり市内70橋の点検を実施する経費であります。南1丁目線ロードヒーティングボイラー改修工事は、車道部分のロードヒーティング用のボイラーにふぐあいが見られ、部品の確保もできないことから更新するものであります。備品購入費570万2,000円は、小型ロータリー車両に装着して使用する草刈り装置が経年により修理不能となりましたので、更新する経費であります。同じく二重丸、道路橋梁の修繕工事費4,688万円は、高速西3号通り修繕工のほか、記載のとおり雨水対策工事であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費4億1,077万3,000円は、記載のとおり改良舗装工事12路線、改良工事1路線、歩道ロードヒーティング工事1路線に係る工事費、委託料、用地買収費、補償費に加え、来年度以降に工事を行う4路線の委託料であります。また、街路灯設置工事として車両通行の安全を確保するため、交差点などにLEDの街路灯6灯を設置する経費であります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で工事請負費5,670万円は、東町団地屋根・外壁改善工事、東町団地灯油集中配管工事であり、備品購入費1万4,000円は、団地集会所の2本の消火器の取りかえに要する経費であり、移転料171万円は、宮川団地、豊栄団地の入居者に対する他団地などへの移転誘導を図るための移転料であります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で36ページ、団地環境整備事業設計委託料1,030万円は、子育て支援、高齢者の健康づくり、団地コミュニティ活動を支援するため、既存の市営住宅内の公園の再整備を行うため基本設計、実施設計を行うものであり、工事請負費1億1,023万円は、北光団地高齢改善工事、宮川中央団地屋根・外壁改善工事、宮川中央団地排水管改修工事であります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費2,700万円は、高齢者等の安心で安全な住まいの実現、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上、定住促進とまちなか居住への誘導を図るため、引き続き24年度から26年度までの3カ年間期間延長するとともに、新たに地元企業の利用促進を図るため、補助率の割り増しをすることとして、高齢者等安心住まいる住宅改修補助金93万5,000円、永く住まいる住宅改修補助金772万5,000円、まちなか住まいる等住宅促進補助金1,834万円の助成を実施するものであります。同じく二重丸、老朽住宅除却費補助金117万円の皆増は、住環境の向上及び市民の安全と安心の確保を図り、民間住宅等の耐震化率の向上と地元企業の利用促進に寄与することを目的とし、現行の耐震基準の適用前に建築された老朽住宅の除却費用の一部を助成する経費であります。同じく二重丸、住宅用太陽光発電システム導入費補助金33万円の皆増は、地球温暖化対策及び環境保全意識の高揚のため、環境へ負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図ることを目的とし、機器設置費用の一部を助成する経費であります。

3目市営住宅建設費の二重丸、石山団地建設事業費1億6,291万円は、公営住宅ス

トック総合活用計画に基づく石山団地の現地建てかえとして実施する平成23年度から24年度の継続事業分1棟6戸、平成24年度から25年度の継続事業分2棟14戸の建設、6台分の駐車場整備、36メートルの道路整備、28戸の老朽住宅除却、設計委託及び移転に伴う補償費であります。

9款消防費は3億7,569万5,000円で、前年度と比較して1,473万9,000円の増となりますが、主な要因につきましては消防組合の広報車、消火栓の更新などによる消防組合負担金531万5,000円の増、備蓄品の購入など災害対策費の増によるものであります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で避難場所標識設置工事費9万6,000円は、地域防災計画において新たに避難所に指定した地域交流センターゆうについて地域住民に周知をするため、標識を設置する経費であります。備蓄品購入費598万7,000円は、大規模災害時において被災した避難住民の生命の安全を確保するため、本格的な救援活動が始まるまでの緊急的かつ応急的に必要となる物資の備蓄が必要であることから、福祉避難所に備蓄する食料や毛布などを購入する経費であります。北海道総合行政情報ネットワーク更新整備負担金242万9,000円は、北海道が各自治体間の防災行政用として整備した通信システムを、経年劣化による障害発生の増加などから新たに更新することから、この費用に対する市町村負担であります。洪水ハザードマップ作成費89万3,000円は、水害時に住民が安全、迅速に避難できるよう、堤防の決壊や河川のはんらんで想定される浸水の深さを5段階に色分けした図面に避難場所などを記載したマップの作成及び全戸配布する経費であります。

10款教育費は4億2,075万8,000円で、前年度と比較して168万円の減となります。

1目教育委員会費の一つ丸、教育委員会の運営に要する経費で外部評価委員報償1万5,000円は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の第三者による点検及び評価を行うために設置する外部評価会議への出席に対する委員の報償費であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で工事請負費940万円は、砂川小学校プレールーム・物置解体工事、砂川小学校物置新築工事として、倒壊や屋根の飛散などが懸念される備品庫として活用している施設の解体、新築であり、中央小学校屋体給油設備改修工事として安全を図るため、破損のおそれがある埋設配管を露出配管に改修する工事であります。備品購入費1,343万4,000円は、児童用の机、いすについて経年劣化により摩耗や傷がひどいことから取りかえを計画的に行っており、本年度は砂川小学校、北光小学校について実施するものであり、またFF石油暖房機について経年により修繕部品の確保ができないことから、砂川小学校、空知太小学校について更新を行うものであり、さらに劣化している空知太小学校カーテンの更新、各小学校の消火器88本の

取りかえに要する経費であります。

1 目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で石山中学校暖房機改修工事費 630 万円は、FF 石油暖房機について経年により修繕部品の確保ができないことから更新を行うものであります。

2 目中学校教育振興費の二重丸、教師用教科書・指導書に要する経費 142 万 8,000 円の皆増は、平成 24 年度からの中学校教科書改訂に伴い、教職員の指導方法の平準化を図り、各生徒が均一な学習が受けられるよう教師用教科書と指導書を購入する経費であります。

1 目社会教育費の一つ丸、国際交流に要する経費で国際交流ふれあい委員会補助金 30 万 1,000 円は、外国人講師とさまざまな体験活動を通じて国際性を養うことを目的に活動している国際交流ふれあい委員会が実施するウォークラリー事業に対して助成する経費であります。

2 目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で備品購入費 34 万 8,000 円は、害虫の侵入防止、高温対策のための網戸の設置及び消火器 31 本の取りかえに要する経費であります。

3 目図書館費の一つ丸、図書館の運営管理に要する経費で備品購入費 7 万 6,000 円は、消火器 11 本の取りかえに要する経費であります。同じく二重丸、子ども読書活動推進事業に要する経費 34 万 9,000 円は、子供の読書活動に携わる人材の養成のための講師謝礼及びブックスタート事業として乳幼児期から読書環境を整えるため、6 カ月の乳児健診時に絵本とバッグを贈呈するための経費であります。

2 目体育施設費の一つ丸、海洋センターの管理に要する経費で備品購入費 5 万 7,000 円は、経年劣化で消耗しているヨット・カヌー用のライフジャケットを、B & G 財団の助成制度を活用して更新する経費であります。

1 目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で備品購入費 245 万 2,000 円は、各小中学校に調理済みの料理を保温しながら運搬する給食用温食缶に変形が生じていることから、衛生管理を図るための更新及び消火器 11 本の取りかえに要する経費であります。

次に、37 ページ、11 款公債費は 17 億 7,613 万 5,000 円で、前年度と比較して 1 億 4,386 万 6,000 円の減となります。

12 款諸支出金は 27 億 3,858 万 2,000 円で、前年度と比較して 3 億 236 万 4,000 円の増となります。増減につきましては記載のとおりであります。病院会計繰出金 2 億 6,307 万 6,000 円の増は、地方交付税の算定における公債費分の算入の増、病床に係る単価の増、救命救急センターの指定による増が主な要因であります。また、砂川市土地開発公社事業補助金は、本年度より分譲宅地の販売促進を図るため販売価格の引き下げを行うことから、簿価と販売価格の差額を助成するものであり、4 区画分

あります。

13款職員費は14億3,788万9,000円で、前年度と比較して2,828万7,000円の増となりますが、主な要因につきましては共済費で2,932万1,000円の増であり、共済組合等負担金、退職手当組合納付金の増によるものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただきまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明をさせていただきます。1款市税は19億9,971万4,000円で、前年度と比較して2,459万3,000円の減となりますが、主な要因につきましては個人市民税で個人所得の下落が見られますが、年少扶養控除の廃止などにより2,419万8,000円の増、法人市民税で法人収支の回復により809万6,000円の増、市たばこ税で2,000万1,000円の増、固定資産税で3年ごとに行われる評価替えによる土地・家屋の下落などにより6,857万2,000円の減であります。

次に、30ページ、9款地方特例交付金は493万円で、前年度と比較して3,307万円の減となりますが、主な要因につきましては子ども手当分の減であります。

10款地方交付税は46億9,100万円で、前年度と比較して1億8,100万円の増となりますが、地方財政計画では地方交付税は前年度比0.1兆円の増加が確保されているところであり、普通交付税は昨年実績などをもとに国で示された推計伸び率に起債償還分の増などを加え、前年度比1,100万円の増、特別交付税は交付税総額における特別交付税の割合の見直しが先延ばしとなり、また救命救急センター分などの病院分の増が見込まれることから前年度比1億7,000万円の増とし、地方交付税総額で1億8,100万円の増としたところであります。

次に、31ページ、14款国庫支出金は11億2,434万7,000円で、前年度と比較して8,132万7,000円の減となります。

1目民生費国庫負担金で児童福祉費7,554万5,000円の減は、子ども手当費の減が主なものであります。

15款道支出金は4億8,242万7,000円で、前年度と比較して4,277万9,000円の増となります。

1目民生費道負担金で保険基盤安定拠出費1,130万2,000円の増は、後期高齢者医療特別会計における保険料の軽減分の増によるものであります。

3目農林費道補助金で農業奨励費2,906万4,000円の増は、中山間地域等直接支払事業費の増によるものであります。

1目総務費道委託金で知事・道議選挙費は、1,055万1,000円の皆減であります。

18款繰入金金は8,035万2,000円で、前年度と比較して4,724万5,000

0円の増となりますが、主な要因につきましては財政調整基金繰入金6,679万2,000円の増であります。

次に、32ページ、21款市債は9億2,290万円で、前年度と比較して8,670万円の増となりますが、主な要因につきましては過疎対策事業債で道路整備事業債8,360万円、ソフト事業分の過疎地域自立促進特別事業債2,390万円の増、臨時財政対策債2,340万円の増及び公営住宅建設事業債4,570万円の減であります。

以上が歳入であります。予算書の194ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて理事者の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第8号、第10号、第11号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

209ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,751万5,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができるものと定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。244ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比86万9,000円の減は、主に国保事業共同電算化に要する経費で、国保連合会の新システム導入に伴う電算業務等委託料の減によるものであります。

246ページをお開き願います。2目運営協議会費は、前年度と同額であります。

2項1目賦課徴収費で対前年比6万1,000円の減は、主に賦課徴収事務に要する経費の印刷製本費の減であります。

3項1目特別対策事業費で対前年比100万3,000円の増は、主に収納率向上対策

に要する経費で、アンダーラインを付しておりますが、徴収用車両購入費の増であります。

250ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費は14億3,200万円で、対前年比6,200万円の増は平成23年度の決算見込額と同額程度を見込んだことによるものであります。

2目退職被保険者等療養給付費は前年度と同額、3目一般被保険者療養費で対前年比200万円の減、4目退職被保険者等療養費は対前年比10万円の増、5目審査手数料は前年度と同額であります。

252ページをお開き願います。2項高額療養費で対前年比1,200万円の増は、1目一般被保険者高額療養費で対前年比1,400万円の増、2目退職被保険者等高額療養費で対前年比200万円の減によるものであります。

254ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で対前年比1,668万6,000円の増は、主に加入者1人当たり負担額単価の増によるものであります。

256ページをお開き願います。4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金で対前年比37万円の減は、主に加入者1人当たりの負担調整対象額の減によるものであります。

258ページをお開き願います。5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金で対前年比15万円の減は、医療費の減によるものであります。

260ページをお開き願います。6款介護納付金、1項1目介護納付金で対前年比1,390万4,000円の増は、第2号被保険者1人当たり負担額単価の増によるものであります。

262ページをお開き願います。7款共同事業拠出金で対前年比1,034万円の減は、平成22年度以前3カ年分の医療費割等の精算による拠出割合の減によるものであり、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金で205万3,000円の減、3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で828万7,000円の減によるものであります。

264ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で94万円の減は、主に健診委託料の減によるものであります。

2項1目疾病予防費で対前年比37万9,000円の減は、主にがん検診負担金及びインフルエンザ予防接種負担金の減によるものであります。

266ページをお開き願います。9款基金積立金23万4,000円及び268ページの10款公債費10万円につきましては、特に申し上げることはございません。

270ページをお開き願います。11款諸支出金で対前年比82万2,000円の減は、主に1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金及び2目退職被保険者等過年度過誤納還付金の増減によるものであります。

272ページの12款予備費については、特に申し上げることはございません。

以上が歳出であります。歳入につきましては215ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は3億3,706万6,000円で、対前年比709万3,000円の減となりますが、主に一般被保険者国民健康保険税の減によるものであります。

2款国庫支出金は6億992万6,000円で、対前年比3,607万4,000円の増は、主に療養給付費等負担金の増によるものであります。

3款療養給付費等交付金は1億4,300万1,000円で、対前年比300万円の増であります。

4款前期高齢者交付金は6億9,700万円で、対前年比4,600万円の減は、主に平成22年度の精算額の減によるものであります。

5款道支出金は1億3,722万5,000円で、対前年比1,952万4,000円の増は、主に普通調整交付金の増によるものであります。

6款財産収入は、基金運用利息であり、特に申し上げることはございません。

7款共同事業交付金は3億4,200万円で、対前年比3,600万円の増は、交付金算定ルールに伴う増であります。

8款繰入金は2億1,352万円で、対前年比1,218万7,000円の増は、主に財源調整による国保基金繰入金の増によるものであります。

9款繰越金については、特に申し上げることはございません。

10款諸収入は3,754万1,000円で、対前年比3,606万2,000円の増は、主に収支不足を翌年度の繰り上げ充用金で補てんする雑入の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の274ページ以降には給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の327ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5,171万円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができるものと定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。354ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比36万7,000円の減は、前年度予算に計上した第5期介護保険事業計画策定に伴う経費61万1,000円の減が主なものであります。なお、二重丸、高齢者保健医療福祉推進協議会に要する経費12万円は、介護保険サービス等の円滑な実施を推進するための高齢者保健医療福祉推進協議会開催に要する経費であります。

356ページをお開き願います。3項2目認定調査費で対前年比13万2,000円の増は、調査委託料の増によるものであります。

4項1目趣旨普及費で対前年比30万7,000円の増は、介護保険制度等に係る周知等経費の増によるものであります。

358ページをお開き願います。2款保険給付費は15億8,873万4,000円で、対前年比21万6,000円の減は、1項1目居宅介護サービス給付費で特定施設入所者数の減等により対前年比1,849万円の減、2目地域密着型介護サービス給付費でグループホーム増床等により対前年比4,149万4,000円の増、3目施設介護サービス給付費で施設入所者数の減等により対前年比2,671万6,000円の減が主な要因であります。

368ページをお開き願います。3款基金積立金で対前年比8万4,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増によるものであります。

370ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費で対前年比9万6,000円の減。

372ページをお開き願います。1項2目一次予防事業費で76万1,000円の増は、運動による一次予防対策費の増によるものであります。

374ページをお開き願います。2項1目包括的支援事業費で対前年比395万4,000円の増は、平成24年度より取り組むこととしております24時間総合相談事業の経費を含む地域包括支援センター業務委託料の増であります。

376ページをお開き願います。3項1目認知症対策等総合支援事業費の二重丸、認知症施策総合推進事業に要する経費520万6,000円は、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターである砂川市立病院と連携を図りながら、認知症に対する医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の強化を図るための経費であります。

次に記載しております一つ丸、地域包括ケア推進事業費につきましては、平成22年度から2年間国のモデル事業として取り組んできたものであり、平成24年度以降につきましても地域包括支援センターの体制を維持しながら、地域包括ケアの推進を図るものであります。

378ページをお開き願います。5款公債費で対前年比133万3,000円の減は、北海道介護保険財政安定化基金への償還終了によるものであります。

380ページをお開き願います。6款諸支出金で対前年比50万1,000円の減は、主に基金償還金で、平成20年度創設の介護従事者処遇改善臨時特例基金が平成23年度末で失効することに伴い、基金残金を国へ返還する償還金の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては333ページ、総括でご説明申し上げます。1款保険料は2億8,764万円で、対前年比1,020万3,000円の増は、介

護保険料基準額の改正及び第1号被保険者の増加によるものであります。

2款分担金及び負担金は410万6,000円で、対前年比32万4,000円の増。

3款国庫支出金は3億9,858万6,000円で、対前年比196万円の減は、主に国のモデル事業終了による地域包括ケア推進事業費の減によるものであります。

4款支払基金交付金は4億6,334万8,000円で、対前年比1,586万4,000円の減は、交付金算定ルールに伴う減によるものであります。

5款道支出金は2億6,859万7,000円で、対前年比1,227万3,000円の増は、主に介護報酬改定等に伴い道の財政措置として交付される北海道財政安定化基金交付金の増によるものであります。

6款財産収入は基金運用利息であり、特に申し上げることはございません。

7款繰入金は2億2,902万8,000円で、対前年比774万5,000円の減は、主に介護給付費準備基金繰入金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の減によるものであります。

8款繰越金、9款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の382ページ、383ページには給与費明細書、384ページ、385ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

387ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,708万1,000円と定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。404ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比102万1,000円の増は、アンダーラインを付しておりますが、主に住民基本台帳法改正によるシステム改修委託料134万7,000円の増によるものであります。

2項1目徴収費で対前年比4万2,000円の減は、主に印刷製本費の減によるものであります。

406ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で4,244万3,000円の増は、事務費分負担金以下負担金すべてで増となることによるものであります。

408ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費は、前年同額であります。

410ページをお開き願います。4款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で15万1,000円の減であります。

412ページの5款予備費については、特に申し上げることはございません。

以上が歳出であります。歳入につきましては391ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億2,056万4,000円で、対前年比1,067万2,000円の増となり、保険料の値上げが主な要因であります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金は、前年度と同額であります。

3款繰入金は3億2,472万3,000円で、対前年比3,274万円の増となり、一般会計繰入金の増が主な要因であります。

4款繰越金は、前年度と同額であります。

5款諸収入は179万2,000円で、対前年比14万1,000円の減となります。主に広域連合からの過年度過誤納還付金の減が要因であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 議案第9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の283ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,627万1,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債であり、286ページ、第2表、地方債に記載のとおり、限度額を3億3,380万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れ最高額を3億円と定めるものであります。

予算の主な内容につきましては、304ページの歳出から前年度比較でご説明いたします。1款下水道費、1項1目一般管理費で210万9,000円の減は、27節公課費で使用料収入の減に伴う消費税納付額210万1,000円の減が主なものであります。

2目維持管理費で58万9,000円の増は、307ページの13節委託料で管渠清掃委託費31万円の増及び19節負担金補助及び交付金で下水道使用料算定等事務委託負担金29万3,000円の増が主なものであります。

306ページ、3目水洗化促進費は、前年度と同額であります。

308ページをお開き願います。4目公共下水道整備事業費で2,528万1,000円の増は、13節委託料で442万8,000円の増、15節工事請負費で2,720万円の増及び22節補償補てん及び賠償金で140万円の減が主なものであります。本年度事業につきましては、309ページの説明欄に記載のとおり、交付金事業として空知太中継ポンプ場の電気設備の更新工事が1本と雨水管渠改築工事が2本、汚水管渠新設工事が2本で、延長454メートルを予定しております。また、委託料では今年度予定している豊沼1号、豊沼2号幹線と次年度以降に予定している石山川12号幹線の調査、実施設計委託、公共下水道事業認可変更業務委託及び管路調査委託を予定しております。

310ページをお開き願います。5目流域下水道整備事業費で224万1,000円の

増は、北海道が施行する流域下水道の更新事業費等に伴う負担金の増が主なものであります。

312ページをお開き願います。2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費で31万2,000円の減は、15節工事請負費で合併する浄化槽自体がコンパクトになったことによる10基分の工事費66万9,000円の減、13節委託料で合併処理浄化槽が昨年度当初より4基ふえたことによる浄化槽維持管理委託料35万7,000円の増が主なものであります。

314ページをお開き願います。3款公債費、1項1目元金で2,488万8,000円の増は、過去に借り入れした起債償還の終了等による元金償還の減751万8,000円と、平成24年度に予定している補償金免除繰上償還3,240万6,000円の増であります。

2目利子1,004万5,000円の減は、起債残高の減少等による減であります。

次に、歳入につきましては287ページの総括でご説明いたします。1款分担金及び負担金で37万5,000円の減は、下水道整備区域の減少に伴い現年賦課分の下水道受益者分担金及び負担金が減となること主なものであります。

2款使用料及び手数料で1,972万円の減は、下水道使用料の現年度分について平成23年度決算見込みをもとに使用料を減と見込んだことが主なものであります。

3款国庫支出金で1,450万円の増は、交付金事業の増加によるものであります。

4款繰入金は、下水道事業特別会計の収支調整のため一般会計からの繰り入れであり、496万7,000円の増は使用料収入の減が主なものであります。

6款諸収入で46万1,000円の増は、水洗便所改造貸付金元利収入で貸付償還者の増が主なものであります。

7款市債で4,070万円の増は、償還元金の減による資本費平準化債730万円の減と事業費の増による公共下水道整備事業債710万円の増、流域下水道整備事業債190万円の増、過疎対策事業債700万円の増及び繰上償還の財源となる公的資金補償金免除借換債3,240万円の増が主なものであります。

なお、318ページ以降は関連調書を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、1ページをごらんください。第2条は、本年度の業務の予定量を（1）、病床数506床、（2）、年間患者数は入院を14万660人、外来を26万638人とし、（3）、1日平均患者数では入院を385人、外来を1,064人と予定したところであります。（4）、主要な建設改良事業は、1、改築事業、2、医療機械器具整備事業を実

施するものであります。改築事業につきましては、平成20年度予算において工事に係る継続費についてご承認をいただいているところでありますが、今年度の事業をもちまして終了の予定であります。

第3条は、収益的収入及び支出であります。病院事業収益を111億285万4,000円と定め、病院事業費用を123億6,824万5,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出であります。資本的収入を11億5,527万9,000円、資本的支出を17億4,831万6,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億9,303万7,000円を過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

第5条は、企業債であります。改築事業として12億500万円、医療機械器具整備事業として2億440万円、総額14億940万円に限度額を定めるものであります。起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を(1)、職員給与費で61億6,131万9,000円、(2)、交際費で250万円と定めるものであります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を16億7,924万円と定めるものであります。

第9条は、重要な資産の取得及び処分、器械備品の資産として脳神経外科の手術支援ナビゲーションシステムでありますステルスステーションS7システム及び人工心肺装置を取得するものであります。

4ページをお開きください。次に、主な内容のご説明を申し上げます。収益的収入であります。1項医業収益は前年度より1億4,270万7,000円、1.5%増の99億7,036万3,000円を予定したところであります。この内容としましては、1目入院収益で前年度より1,367万2,000円増の69億6,258万2,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より157円減の4万9,499円を予定したところであります。

2目外来収益は、前年度より1億345万8,000円増の27億9,521万9,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より672円増の1万725円を予定したところであります。

3目その他医業収益は、前年度より2,557万7,000円増の2億1,256万2,000円を予定したところであります。

次に、2項医業外収益は、前年度より1億9,814万円増の10億3,663万1,000円を予定したところであります。この内容としましては、1目受取利息配当金で前年度より2万3,000円減の2万9,000円、2目補助金で前年度より976万3,

000円増の6,144万8,000円、6ページをお開きください、3目負担金交付金で国の交付税算入に基づいた市からの繰入金を前年度より1億8,927万7,000円増の8億6,594万6,000円、4目その他医業外収益で前年度より87万7,000円減の1億920万8,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校収益は、前年度より306万1,000円減の8,710万8,000円を予定したところであります。

4項院内保育事業収益は、本年度より市立病院に勤務する医療従事者の人材確保等を目的に設置します院内保育所の収益に関する項を新設し、845万2,000円を予定したところであります。この内容としましては、1目保育料収益で719万2,000円、2目補助金で126万円を予定したものであります。

8ページをお開きください。5項特別利益は、前年度同様に30万円を予定したところであります。

次に、10ページをお開きください。収益的支出についてであります。1項医業費用は前年度より2億6,951万8,000円、2.3%増の120億7,504万6,000円を予定したところであります。主な内容としましては、1目給与費で医師、看護師等の職員採用に伴い、前年度より1億8,791万2,000円増の60億2,897万1,000円、2目材料費でSPDシステム強化による適正在庫の徹底等により、前年度より8,450万7,000円減の29億3,436万4,000円を予定したところであります。

12ページをお開きください。3目経費は、前年度より1億1,879万4,000円増の16億6,109万3,000円を予定したところであります。主な内容としましては、15ページにまいりまして15節委託料において、主に保守点検業務で新病院開院に伴い購入したCT、MRIなどの医療機器や電子カルテシステム等の保守点検の無償保証期間経過により、前年度より1億5,965万9,000円増の9億242万3,000円を予定したところであります。

4目減価償却費は、新病院の建物に係る減価償却費が増となったもので、前年度より4,637万4,000円増の13億9,125万9,000円を予定したところであります。

16ページをお開きください。6目研究研修費は、認定資格取得など診療体制整備のための研修受講等で、前年度より94万5,000円増の5,935万8,000円を予定したところであります。

2項医業外費用は、企業債利息と消費税の増によるもので、前年度より1,193万2,000円増の1億5,964万1,000円を予定したところであります。

18ページをお開きください。3項看護専門学校費用は、前年度より171万1,000円減の1億917万3,000円を予定したところであります。

20ページをお開きください。4項院内保育事業費用は、収益と同様に院内保育所の費

用に関する項を新設し、1目経費で院内保育業務の委託料等1,668万5,000円を予定したところであります。

22ページをお開きください。5項特別損失は、前年度より6億4,037万6,000円減の770万円を予定したところであります。主な内容としましては、3目病院移転費で前年度より2,237万5,000円の減、4目旧病院除却費で6億2,045万4,000円の減によるものであります。

24ページをお開きください。資本的収入であります。1項企業債は改築事業及び医療機器購入に係る借り入れ予定額で、前年度より15億8,970万円減の6億3,910万円を予定したところであります。

2項投資償還金は、1目長期貸付金償還金で、看護学生学資貸付金償還者の減で前年度より236万2,000円減の911万4,000円を予定したところであります。

3項補助金は、1目国庫補助金で前年度より6,518万6,000円減の2億8,505万8,000円、2目道補助金で救急医療体制構築事業補助金4,000万円を予定したところであります。

4項出資金は、国の交付税算入に基づいた市からの出資金で、繰り入れ基準である企業債元金償還金の増により、前年度より7,612万円増の1億8,200万6,000円を予定したところであります。

26ページをお開きください。資本的支出であります。1項建設改良費は前年度より16億8,176万9,000円減の10億1,956万9,000円を予定したところであります。これは、1目改築事業費で前年度より17億8,222万6,000円減の7億6,980万5,000円、2目資産購入費で医療機械器具の整備を図るもので、前年度より1億151万9,000円増の2億4,976万4,000円を予定したものであります。

2項企業債償還金は、1目元金償還金で前年度より2億7,287万9,000円増の7億1,770万7,000円を予定したところであります。

3項投資は、1目長期貸付金で看護学生への学資貸付金の貸付予定者を前年度より10名増と見込んでいることから、前年度より276万円増の1,104万円を予定したところであります。

28ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料であります。ごらんをいただきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

3月9日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思っております。このことにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月9日は休会とすることに決定いたしました。

散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時36分